

諮問日：令和3年4月14日（令和3年度（最情）諮問第1号）

答申日：令和3年9月28日（令和3年度（最情）答申第18号）

件名：最高裁判所調査官に充てられる裁判官の補職の基準が書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所調査官に充てられる裁判官のうち、どのような裁判官を東京地方裁判所判事に補して、どのような裁判官を東京高等裁判所判事に補することになっているかが書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年3月11日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

裁判官の補職は裁判官会議において個別に決定していることから、本件開示申出に係る文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和3年4月14日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月20日 審議
- ④ 同年9月24日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、裁判官の補職は裁判官会議において個別に決定していることから、本件開示申出に係る文書は作成し、又は取得していないとのことである。裁判官の補職という人事事務の性質上、最高裁判所裁判官会議において個別に議決をして決定するという上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子